

| | 鳥取県公報

令和7年2月14日(金) 号外第10号

每週火 · 金曜日発行

		目	欠
\Diamond	規	鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部で (1) (子ども発達支援課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	を改正する規則 ・・・・・・・ 3

——公布された規則のあらまし—

◇鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

- (1) 県立総合療育センターにおける施設の利用について、新たなワクチンの接種の提供を行うことに伴い、 使用料の額を定める。
- (2) 受益と負担の公平の確保を図るため、県立総合療育センター、県立鳥取療育園及び県立中部療育園にお ける使用料の額を見直す。

2 規則の概要

(1) 県立総合療育センターの施設の利用に係る使用料の額を次のとおりとする。

ア 使用料の新設

	項目	1回当たりの使用料の額		
予防接種	結核	6, 460円		
	ヒトパピローマウイルス	16, 360円		
	B型肝炎	5, 590円		
	ロタウイルス	8,410円		
	五種混合	19, 220円		

イ 使用料の引き上げ

	項目	1回当たりの使用料の額			
		改正後	現行		
予防接種	インフルエンザ	4,530円	4, 120円		
	麻疹・風疹混合	9,080円	8, 260円		
虫歯予防フッ素塗布		1,400円	1,280円		

(2) 県立鳥取療育園及び県立中部療育園の施設の利用に係る使用料の額を次のとおり引き上げる。

	項目	1回当たりの使用料の額			
		改正後	現行		
予防接種 インフルエンザ		4,530円	4, 120円		

(3) 施行期日は、令和7年4月1日とする。

規 則

鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年2月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第1号

鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則(平成18年鳥取県規則第23号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後				改正前			
別表第1(第3		1	別表第1 (第3条関係)				
	1回当たりの		項目		1回当たりの		
						使用料の額	
1 予防接	予防接 (1) インフル			1 予防接	(1) インフル		4,120円
種	エンザ(感染			種	エ	ンザ(感染	
	症の予防及び				症(の予防及び	
	感染症の患者				感到	染症の患者	
	に対する医療				にう	対する医療	
	に関する法律				に	関する法律	
	(平成10年法				(2	平成10年法	
	律第114号。以				律領	第114号。以	
	下「感染症予				下	「感染症予	
	防法」とい				防	法」とい	
	う。) 第6条				う。)第6条	
	第6項第1号				第	6項第1号	
	に規定するイ				にす	規定するイ	
	ンフルエンザ				ン	フルエンザ	
	をいう。)				をレ	ヽう。)	
	略				略		
	(9) 麻疹・風	9,080円			(9)	麻疹・風	8,260円
	疹混合				疹泪	記合	
	略				略		
	(15) 四種混合	10,040円			(15)	四種混合	10,040円
	(16) 結核	6,460円					
	(17) ヒトパピ	16,360円					
	ローマウイル						
	ス						
	(18) B型肝炎	5,590円					
	(19) ロタウイ	8,410円					
	ルス						
	(20) 五種混合	19,220円					
2 虫歯予防ス	1,400円		2 虫歯予防	フッ素	<u>——</u> 塗布	1,280円	

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。